

付帯メニュー定義書

(基本料金割引)

2019年10月1日実施
株式会社OKUTA

付帯メニュー定義書（基本料金割引）

目次

1. 実施期日	1
2. 適用条件	1
3. 適用期間	1
4. 割引内容	1
5. 適用廃止	1
6. 本定義書の変更および廃止	1

この付帯メニュー定義書（基本料金割引）（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款および料金表にもとづき計算される電気料金に適用される基本料金割引の詳細を定めたものです。

1. 実施期日

本定義書は、2019年10月1日より適用いたします。

2. 適用条件

- (1) 当社は、以下のすべての条件を満たすお客さまに基本料金割引を適用いたします。
 - イ 2019年10月1日以降に、新たに電気需給契約の申込みを行うこと（なお、当該期間外に電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申込みをした場合を除く）。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
 - ロ 電気の供給開始日が2019年10月1日以降であること。
 - ハ 契約種別が、OK電灯Bプラン、OK電灯Cプラン、OK深夜電力Sプラン、OK深夜電力Lプランのいずれかであること。
- (2) (1)にかかわらず、必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始の手続きに支障がある場合は適用できないことがあります。

3. 適用期間

- (1) 適用開始日は、2（適用条件）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の供給開始日といたします。
- (2) 適用期間は、(1)に定める適用開始日から起算して3回目の検針日または計量日の前日までといたします。
- (3) 適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

4. 割引内容

- (1) 当社は2（適用条件）に定める適用条件を満たすお客さまからの申込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引きます。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

割引対象	割引金額
基本料金（税込）	割引対象金額の100%

5. 適用廃止

- (1) 当社は、電気需給約款38（電気需給契約の解約）または電気需給約款40（解約等）により解約した場合は、解約日に適用を廃止します。
- (2) (1)以外の事由により解約した場合は、適用廃止日を別途協議するものとします。

6. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款2（変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（変更）(2)および(3)に準じます。